

令和3年11月16日

会 員 各 位

東京税理士会麹町支部

情報システム部長・委員長 角田 正博

重要

第五世代税理士用電子証明書（ICカード）への切替はお済みですか？ ～第四世代 ICカードを使用した電子申告は12月28日まで！～

日本税理士会連合会より発行している税理士用電子証明書について、6月28日より第五世代税理士用電子証明書（以下、「ICカード」という。）のオンライン申込受付が開始されました。従来までご利用いただいていた第四世代 ICカード（黒色）は、**本年12月31日に有効期限を迎えます**ので、未だ第五世代 ICカードを取得されていない場合、明年以降の電子申告業務が滞らないためにも、余裕をもってお申込みください。

なお、第五世代 ICカードへの切替えについては以下の点をご留意ください。

1. 第五世代 ICカードの申請方法について

従来の第四世代 ICカード（黒色）をお持ちの方は、オンラインによるお申込みが可能です。6月中旬に日税連より送付されている「第五世代税理士用電子証明書オンライン申込マニュアル」をご参照ください。また、同マニュアルは日税連ホームページ内の会員専用ページにも掲載されております（※1）。

また、第四世代 ICカードによる**オンライン申込期限は12月27日まで**となっておりますのでご注意ください。

第四世代 ICカード、マイナンバーカードのいずれもお持ちでない場合は、書面によるお申込みが可能です。日税連電子認証課（TEL:03-5435-0940）までご連絡の上、専用の申込書をご依頼ください。

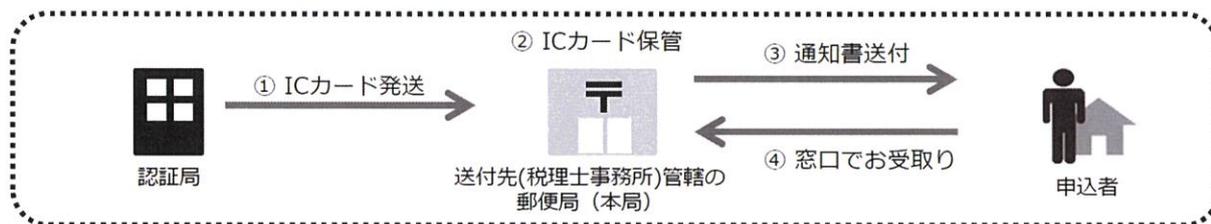
なお、ICカードの発行には**2～3週間程度**かかるため、早めにお申込みください。

【注】ICカードの発行には、税理士名簿に登録されている情報を基に審査を行います。自宅住所・事務所所在地が変更になっている場合は、本会会員登録課に税理士名簿の変更登録申請を行い、名簿に反映されたのち、お申込みください。

2. 第五世代 IC カードの受取り方法について

日税連で申込内容を審査し、不備が無ければ本人限定受取郵便（基本型）にて IC カードを発行します。本人限定受取郵便は、送付先である税理士事務所管轄の郵便局（本局）に留め置かれ、郵便局から税理士事務所に本人限定受取郵便が到着した旨の通知書が送付されます。なお、留め置かれた郵便局（本局）での受け取りが困難な場合、他の郵便局に転送することができます。その場合は、郵便局（本局）までご連絡ください。

また、IC カードは申込者本人が、① 税理士証票、② 本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証+年金手帳 等）、③ 印鑑、④ 郵便局（本局）より届いた通知書の四点を郵便窓口を持参し、本人確認がなされた後、受け取りが可能です。



3. 受領書のオンライン送信

第五世代 IC カードの受取り後は、本人限定受取郵便に同封されている「受領書送信マニュアル」に従い、郵便の宛名台紙に記載されている受領書送信期限までにオンライン送信を行ってください。

受領書が期限内（IC カードの発送から 30 日以内）に日税連へ送信されない場合、第三者によるなりすまし等、不正使用を防止するために、IC カードの失効処理が行われ、再度発行手続きが必要となってしまうのでご注意ください。

また、受領書のオンライン送信の手順については日税連ホームページ内の会員専用ページにマニュアル動画が掲載されております（※1）。

（※1）日税連ホームページ「会員専用ページ」内マニュアル等の閲覧方法

- ① 日税連公式サイトへアクセス（インターネットにて「日税連」で検索）
- ② トップページ右上の「会員専用ページ」から ID・パスワードを入力の上ログイン（※2）
- ③ 『データライブラリ』から『情報システム委員会ページ』をクリック

URL: <https://www.nichizeiren.or.jp/member/data-library/electronicauth/electrical/>



こちらの QR コードからもご確認いただけます。
スマートフォンやタブレット端末等で読み取ってください。

- ④ ページ内に掲載のオンライン申込マニュアルや各種動画をご参照ください

（※2）日税連会員専用ページにログインするためには ID・パスワードが必要となります。

ID・パスワードについては、本会までご照会ください。

4. e-Tax、eLTAXで使用するICカードの登録・更新

新たに取得した第五世代ICカードを電子申告で使用するためには、e-Tax・eLTAXにおいて電子証明書の登録・更新手続きが必要です。

この手続きを行わずに第五世代ICカードを使用して電子申告を行うと、申告書送信後にエラーとなりますのでご注意ください。手順については、本会ホームページ内へマニュアル動画を掲載いたしましたのでご参照ください。

※ お使いの税務申告ソフトによっては、ICカードの更新作業をそのソフトより行える場合があります。この場合の作業手順については、ご利用のソフト会社へお問合せください。

● マニュアル動画の閲覧方法

本会公式サイトトップページに、マニュアル動画への入り口を設置しておりますので、下図の【第五世代ICカードを取得した税理士の方へ】e-Tax・eLTAXで使用するICカードの更新・登録作業が必要です！をクリックすると動画の掲載ページを閲覧いただけます。

URL: https://www.tokyozeirishikai.or.jp/tax_accuntant/itschool/ic_curd/

The screenshot shows the website header with the logo and name "東京税理士会" (Tokyo Tax Accountants Association). There are navigation options for font size and a link to the member page. A search bar is also present. A red-bordered box contains a notice dated October 27, 2021, regarding business operations during the COVID-19 emergency. Below this, a yellow-bordered box with a black arrow pointing to it contains the text: 【第五世代ICカードを取得した税理士の方へ】e-Tax・eLTAXで使用するICカードの更新・登録作業が必要です！ (For those who have obtained a 5th generation IC card, you need to update and register the IC card used for e-Tax and eLTAX!).

オンライン申込み方法等、ご不明な点は日税連電子認証課までお問い合わせください。

【日本税理士会連合会 電子認証課】

電話番号：03-5435-0940（直通）

FAX：03-5435-0941

電子メール：icc@nichizeiren.jp

対応時間：9:30～11:30 及び 13:00～16:30（土日祝日、12/28～1/4を除く）